

災害事例
と
その対策
No.27

トラックから取卸し中のフォークリフト が転倒し、下敷きとなる

1. 事業の種類 陸上貨物運送業
2. 労働者数 18名
3. 被災者 運転者（助手） 女性21歳 玉掛技能講習修了 移動式クレーン運転士免許
大型免許を有しているがフォークリフト運転技能講習は未修了
4. 傷病名 脳挫傷他（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災者Aは、主に重機運搬作業を行っている甲運送のトラック運転者であるが経験が浅く、業務見習い中であったため、助手として勤務していた。
 - (2) 災害は、納車先（会社丙）の構内で発生したものである。
災害発生当日の午後、被災者Aは、フォークリフト販売会社乙から新車のフォークリフトを販売先（会社丙）へ納車するための運搬作業に甲運送会社社長と2名で従事していた。
 - (3) フォークリフトの販売を行っている乙社において電動式フォークリフト（最大積載荷重6t）1台を、重機運搬専用のセルフローダー付トラック（最大積載量10t）に積み込んだ。その積み込み作業には、トラックに設置してあるウインチを使用して、フォークリフトを荷台に積載し、同市内にある納車先会社丙へ向け甲運送社長と2名で出発した。
 - (4) 納車する丙社構内に到着して荷卸しのため、トラック運転席後部のリガーによって約1m持ち上げて荷台を傾斜させ、道板2本を取り付けた。フォークリフトを吊っていたウインチのワイヤロープをゆるめる操作を甲社長が担当し、フォークリフトのハンドル操作を被災者Aが行っていた。
フォークリフトが道板の手前まで前進によって下りて来た時、急にはげしい雨が降ってきたので急いで荷卸しをしようとした。
 - (5) ウインチを使用していたのでは速度が遅いので、甲運送社長はウインチのワイヤーを外して自走で卸すことに変更した。
この時甲運送社長はハンドル操作をしていた被災者Aに、後輪が右方向を向いているので、真っ直ぐにする様に指示した。
 - (6) 被災者Aが運転して自走によって卸そうとしたが、フォークリフトのタイヤが道板からはずれてフォークリフトが、右側を下に横転した。その瞬間、被災者Aは、運転席から振り落とされて、フォークリフトの下敷きとなり死亡した。
 - (7) トラック荷台は板張りで、傾斜角度は10度であった。道板は両側共に、アルミ製の長さ2.2m、幅30cmのもので、傾斜角度は13.8度であった。
6. 災害原因等
 - (1) 被災者はフォークリフト技能講習を修了しておらず無資格者であった。
 - (2) フォークリフトを最後までウインチを使用して、ゆっくりと慎重に卸さなかったこと。
 - (3) 急に雨が強く降ってきたため、荷卸しを急いで行うとする心のあせりがあった。
 - (4) 強い雨のためにトラックの荷台等が濡れていたり、荷台に油が付着していて滑り易く、ブレ

一キの効きも悪かったこと。

(5) 道板の傾斜角度がきつく、自走して卸すためには無理であったこと。

(6) 特殊な重いアタッチメントが装置されていたため、フォークリフト前部が重く、バランスが悪かったこと。

7. 災害防止対策

(1) フォークリフトを使用する業務は必ずフォークリフト技能講習修了者を従事させること。

(2) フォークリフト等をトラックに積卸しする場合には、ウインチを最後まで使用する等により、ゆっくりと慎重に行なうこと。

(3) 貨物自動車に積卸しする場合には、事前に安全な作業計画を定め、その計画に従って作業を行なうこと。

(4) フォークリフト等の移送を行う場合には、道板のこう配等を適切なものとするため、十分な長さ、巾、強度を有するものを使用すること。

(5) 経営者、管理者、作業者等各層に対する安全衛生教育を計画的に実施すること。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

・ 第61条（就業制限）

事業者は、政令で定める業務については、都道府県の労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

＝労働安全衛生法施行令＝

・ 第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

11 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務

＝労働安全衛生規則＝

・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。